

第 12 回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議

平成 17 年 10 月 19 日 10:00～

市長応接室

市長、小野崎助役、高村助役、収入役、教育長、市長公室長、
政策総括審議監、環境事業部長、人・自然共生部長、農林振興部長、
行政管理部長、経営管理部長、市民健康部長、まちづくり推進部長、
都市建設部長、基盤整備部長、市民参画部長、
上下水道事業部長、工事検査室長
その他

1. 市長あいさつ

- ・ 昨年 3 月にこの事案が発覚して 1 年半が経過した。この間、「迅速」「情報公開」「市民と行政の協働」を原則として、全庁挙げて対応してきた。
- ・ 職員全員が風化させることなく、現在の状況について共通の認識を持ち、今後とも取り組んでいくことが大切である。
- ・ 9 月 9 日には、善商の実質経営者に実刑の判決が下り、ある意味では大きな節目を迎えた。
- ・ 10 月 26 日には、対策検討委員会の技術部会において、「一部撤去」の対策案について検討していただくことになっている。
- ・ 技術部会で「残置」「一部撤去」「全量撤去」の 3 案を早急に整理していただき、早いタイミングで、処理方針の方向性を固めていかなければならない。
- ・ 本事案に関し、相変わらず行政に対する市民の目は厳しい。早急に解決に向けて対策をしっかりとしていかなければならない。

2. アクションプランの進捗状況について

第 10 回本部会議(平成 17 年 2 月 3 日開催)にて取りまとめた、再発防止のためのアクションプランについての 9 月 30 日現在の進捗状況

アクションプランの 29 項目のうち

実施済み・実施中のもの	27 件 (4 月の時点では 23 件)
計画に従って進行中のもの	2 件 (同 6 件)
今回内容の更新をしたもの	12 件 (実施済み・実施中も含む)

今回更新した主な内容は以下のとおり

(1)岐阜市としての体制の確立

公務員としての使命感の再確認と意識高揚

■ 8 月 9 日に危機管理責任者への研修を実施した。【行政管理部】

所管業務に係る職員研修の充実

■ 廃棄物処理法の改正に係る説明会、産業廃棄物担当者会議等に参加し、法律等の解釈、運用についての自主研修を行っている。また、環境省

主催の「廃棄物リサイクル研修」「産廃アカデミー」等の職員研修を受講している。【環境事業部】

■環境省主催の環境調査研修所研修（大気・水質等の公害防止管理者）に参加した。【人・自然共生部】

■山林、農地等職務に関連する関係法等の研修として、県が主催する「森林関係業務説明会」や「森林法の運用に係る担当者会議」、「県農業会議」等に担当グループを積極的に参加した。【農林振興部】

■4月28日に関係部の建設廃棄物管理責任者による第1回調整会議を実施した。また、職員への廃棄物処理法及び建設リサイクル法の研修を7月に土木・建築等、部門別に4班に分けて実施した。【工事検査室】

(2) 正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

情報の共有化

□産業廃棄物情報管理システムの平成18年1月のシステム稼動に向けて、情報管理システムの開発業者を8月末に選定し、岐阜市仕様のシステム開発を進めるとともに10月から各種データの入力を開始した。【環境事業部】

□届出内容、立入調査等に関する「環境保全管理システム」について、データの一元化を行うことを主眼としたシステムの変更を平成17年度末に予定している。【人・自然共生部】

文書保存の適正化

■平成16年度公共工事分の産廃処理表(E票)の確認を6月までに行い、工事検査室に状況報告した。【都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部】

(3) 立入検査結果等の公開

積極的な情報公開の推進

■7月から産業廃棄物収集運搬業者名簿を産業廃棄物指導室のホームページで公開中。【環境事業部】

■水質汚濁防止法、大気汚染防止法などに基づく立入検査の基本方針を3月に策定し、検査の透明性を高めるため立入検査計画を4月に公表し、計画に基づき立入検査を実施している。立入検査件数（9月30日現在）水自然室関係148件・大気自然室関係201件【人・自然共生部】

(4) 他部局・他機関との有効な連携

他部局、他機関との横断的な連携体制の確立

■岐阜市産業廃棄物調整会議（環境事業部所管）を設置し、これまでに3回実施した。【市長公室、環境事業部、人・自然共生部、農林振興部、まちづくり推進部、基盤整備部、経営管理部】

3. 検討委員会の経過報告と今後のスケジュールについて

- ・ 自主撤去

廃棄物量約75.3万 m^3 のうち、約3.3万 m^3 が撤去された。

このうち、善商への措置命令対象は、約1.4万 m^3

なお、自主撤去の申出の総量は、3.7万 m^3 +1.3万t

(10月15日現在)

- ・ 善商への責任追及

- ・ 処理方法に沿った措置命令発出
- ・ 調査費用の回収
- ・ 代執行となった場合、その費用を回収

- ・ 排出事業者・収集運搬業者等への責任追及

- ・ 措置命令

- ・ 岐阜市としては、

不法投棄廃棄物の処理方法の早期決定

- ・ 「生活環境保全上の支障のおそれ」の特定とその対応策
- ・ 住民の理解と透明性の確保、行政への信頼回復
- ・ 産廃特措法による国の支援に向けた取組み

再発防止の徹底

- ・ 同業他社に対する監視・指導の強化
- ・ 公務員としての使命感の高揚、組織間の横断的な連携

を行う。